

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月14日

【中間会計期間】 第95期中(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

【会社名】 株式会社さいか屋

【英訳名】 Saikaya Department Store Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野井 輝夫

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

【電話番号】 044(211)3111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中野 宏治

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横須賀市大滝町1-13

【電話番号】 046(822)8003

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中野 宏治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 中間連結会計期間	第95期 中間連結会計期間	第94期
会計期間	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	2,360,072	2,371,457	4,632,926
経常利益 (千円)	103,845	31,378	135,602
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	99,622	34,012	110,255
中間包括利益又は包括利益 (千円)	153,139	36,173	174,835
純資産額 (千円)	770,329	1,248,173	791,990
総資産額 (千円)	11,924,120	12,685,183	11,894,024
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	20.11	6.64	22.26
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	15.05	5.02	16.65
自己資本比率 (%)	6.46	9.84	6.66
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	288,423	321,096	410,246
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	550,400	610,930	620,345
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,907	416,739	5,314
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,385,784	1,561,161	1,434,255

(注) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）が判断したものであります。

(1) 財政状態、経営成績の状況

当社グループは、2023年8月期に9期ぶりに黒字に転換、2025年8月期まで3期連続の黒字でのV字回復を達成いたしました。今期におきましては、引き続き「百貨店事業」「テナント事業」を重点的に推進するとともに、再生後の新たな企業価値向上に向け、「資本構造の健全化」および「配当再開の検討」をさし示すべく「資本構造の見直し」を行ってまいります。

資本構造の見直しにおいては、2026年2月26日の臨時株主総会にて決議した利益剰余金欠損の解消で今年度からの配当が可能となり、2026年8月期末としては5円の配当を予定しております。また、2026年2月6日開示の「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」のとおり、親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスとEVO FUNDに第三者割当を行い、収益構造の改善を可能とする資金を調達するとともに、新株予約権の行使により流通株式時価総額が増加することから、スタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額）への適合を見込んでおります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（百貨店事業）

百貨店ゾーンにおいては、横須賀店では、駅前のショッピングセンター横須賀モアーズシティと初めてのコラボレーションをおこない「YOKOSUKA chocolate festival」を2026年1月28日より共同開催いたしました。新聞折込チラシの共同制作をはじめ、各種販促策の共同企画により多くのお客様にご好評をいただきました。藤沢店においても「Chocolate Festival」を開催し、売場を大幅に拡大し、収益が増加いたしました。さらに、横須賀店3階では、2026年1月7日より「自分で選べる ガチャガチャランド」を開催し、連日多くのお客様にご来店をいただき、会期を延長するほどの賑わいとなっております。また、9月17日に横須賀店の一部区画を取得したことにより、全区画が当社保有となり、年間4千万円超の固定費の削減を実現したことに加え、横須賀店において「株式会社ラウンドワンジャパン」が2026年初夏にオープンすることにより横須賀店の空き区画がすべて埋まり、オープン後の賃料収入増加とともに、来店客数の増加に伴う百貨店ゾーンの売上増加を見込んでおります。

以上の結果、売上高は2,367百万円（前年同期比100.5%）、営業利益は314百万円（前年同期比94.7%）となりました。

（不動産事業）

不動産事業においては、引き続きアパート事業など、着実に収益を上げております。

以上の結果、売上高は4百万円（前年同期比96.0%）、営業利益は1百万円（前年同期の営業損失は1百万円）となりました。

以上の結果、当社グループの当中間連結会計期間の業績においては、売上高2,371百万円（前年同期比100.5%）、営業利益58百万円（前年同期比97.8%）、経常利益31百万円（前年同期比30.2%）となりました。

当中間連結会計期間末の財政状態に関しましては、総資産については、前連結会計年度末に比べ791百万円増加し12,685百万円となりました。

負債については、前連結会計年度末に比べ334百万円増加し11,437百万円となりました。

純資産については、前連結会計年度末に比べ456百万円増加し1,248百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ126百万円増加し、1,561百万円と

なりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、321百万円の収入（前中間連結会計期間は288百万円の収入）となりました。主な収入項目は、減価償却費178百万円、主な支出項目は、未収入金の増減額 69百万円等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、610百万円の支出（前中間連結会計期間は550百万円の支出）となりました。主な支出項目は、有形固定資産の取得による支出568百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、416百万円の収入（前中間連結会計期間は1百万円の支出）となりました。主な収入項目は、新株の発行による収入420百万円等によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	12,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では13,500,000株となりますが、発行可能株式総数は12,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,970,314	6,074,314	東京証券取引所 スタンダード市場	株主として権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は1株であります。(注2～4)
計	7,453,350	7,557,350		

(注1) 提出日現在発行数には、2026年4月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。

(2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行われたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て)。また、基準額は、原則として、下記のとおり、2015年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。

当初基準額は、原則として、2014年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、2014年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。

2015年3月1日から2037年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。

(3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項について

A種株式には、当社が、2014年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭(当該日における分配可能額を限度とする。)を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、2037年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記(注4)A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項なし

(注4) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、2010年2月末日を含む事業年度から2012年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2012年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、2013年3月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$A種優先配当年率 = \text{日本円TIBOR}(12\text{か月物}) + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、2013年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円12か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、2014年3月1日から2037年2月末日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、2014年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が9.0円（以下「最大下限価額」という。）未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。）とする。但し、当社が、2014年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日（整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額（以下「上限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）（以下「下限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額（但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額）をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

- (a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額及び下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)()及び()の場合は0円、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- () 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)
- 調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式について株式の分割をする場合、調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記()において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))
- 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式について株式の併合をする場合、調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
- () 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - () その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき。
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当社に対し、2035年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（下記(2)において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、() 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに() 本第6項又は第8項若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日（以下、本条において「一斉取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。）で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、2014年3月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

9. 取得請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社
10. 詳細の決定
上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。
11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由
当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種株式は下記13.のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。
13. 議決権の有無及びその理由
当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これはA種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2026年2月6日取締役会決議）行使価額修正条項付新株予約権

	第2四半期末現在 (2026年2月28日)	提出日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	9,860個	8,820個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	986,000	882,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額420円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	2026年2月25日から 2026年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
割当先	EVO FUND	同左

(注)

- 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
 - 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 本新株予約権の目的である株式の総数は986,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。
- 本新株予約権の目的である株式の数の調整
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、420円とする。

4. 行使価額の修正

(1) 行使価額は、割当日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2026年2月6日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。第2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 下限行使価額は、当初210円とする。下限行使価額は第5項の規定を準用して調整される。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、株式償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（株式無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（新株予約権無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第4項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第4項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年2月24日 (注)	1,000,000	7,453,350	420,000	2,615,768		1,219,946

(注) 第三者割当による新株式の発行による増加であります。

発行価額 420円

資本繰入額 420円

割当先 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス

(5) 【大株主の状況】

1. 普通株式

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3丁目6-36	2,837	47.65
浅山 忠彦	静岡県静岡市駿河区	648	10.89
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	234	3.94
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	202	3.41
株式会社横浜銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ 銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	133	2.25
内野株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1丁目7-15	119	2.01
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1丁目13	117	1.97
山田 祥美	東京都中野区	79	1.33
株式会社デザインアートセンター	東京都中央区銀座4丁目11-4	37	0.63
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手 町フィナンシャルシティサウスタワー	36	0.60
計		4,446	74.68

2. A種優先株式

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3丁目6-36	1,483	100.00
計		1,483	100.00

(注) 2022年3月25日に株式会社横浜銀行が所有するA種優先株式の全部が株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスに譲渡されました。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有 議決権数 の割合(%)
株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3丁目6-36	28,370	47.80
浅山 忠彦	静岡県静岡市駿河区	6,486	10.93
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	2,346	3.95
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	2,028	3.42
株式会社横浜銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	1,337	2.25
内野株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1丁目7-15	1,195	2.01
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1-13	1,170	1.97
山田 祥美	東京都中野区	794	1.34
株式会社デザインアートセンター	東京都中央区銀座4丁目11-4	376	0.63
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手 町フィナンシャルシティサウスタワー	360	0.61
計		44,462	74.91

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036		「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,300		株主として権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,935,600	59,356	同上
単元未満株式	普通株式 18,414		同上 一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,453,350		
総株主の議決権		59,356	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式6株が含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 日進町1番地	16,300		16,300	0.27
計		16,300		16,300	0.27

(注) 発行済株式総数は普通株式によるものです。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表について、あおい監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,434,255	1,561,161
売掛金	276,241	302,827
商品	180,487	155,006
販売用不動産	141,991	139,783
貯蔵品	68,249	67,128
その他	85,664	154,310
流動資産合計	2,186,889	2,380,218
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,416,479	2,589,852
土地	4,878,557	5,261,557
リース資産（純額）	289	
その他（純額）	70,476	284,770
有形固定資産合計	7,365,802	8,136,180
無形固定資産		
ソフトウェア	28,666	25,771
無形固定資産合計	28,666	25,771
投資その他の資産		
投資有価証券	288,395	291,509
長期貸付金	15,000	
敷金及び保証金	1,383,755	1,312,317
破産更生債権等	12,286	12,286
長期前払費用	563,322	538,964
その他	62,175	205
貸倒引当金	12,270	12,270
投資その他の資産合計	2,312,665	2,143,013
固定資産合計	9,707,134	10,304,964
資産合計	11,894,024	12,685,183

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	594,274	659,917
1年内返済予定の長期借入金	8,005,904	8,630,904
未払法人税等	17,127	17,468
契約負債	655,475	705,914
賞与引当金	16,091	15,253
株主優待引当金	1,535	2,401
その他	258,986	389,280
流動負債合計	9,549,394	10,421,138
固定負債		
長期借入金	647,632	19,680
退職給付に係る負債	219,589	211,534
役員退職慰労引当金		1,153
資産除去債務	270,127	272,446
繰延税金負債	2,703	3,657
その他	412,587	507,399
固定負債合計	1,552,639	1,015,870
負債合計	11,102,034	11,437,009
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,195,768	2,615,768
資本剰余金	1,860,578	1,860,578
利益剰余金	3,227,104	3,193,092
自己株式	43,384	43,384
株主資本合計	785,857	1,239,869
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,132	8,294
その他の包括利益累計額合計	6,132	8,294
新株予約権		9
純資産合計	791,990	1,248,173
負債純資産合計	11,894,024	12,685,183

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 2月 28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月 28日)
売上高	2,360,072	2,371,457
売上原価	1,199,317	1,249,937
売上総利益	1,160,754	1,121,520
販売費及び一般管理費	1,101,186	1,063,267
営業利益	59,568	58,253
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,103	4,880
固定資産受贈益	70,473	14,252
受取手数料	324	310
ポイント調整費	1,890	
その他	674	485
営業外収益合計	75,464	19,929
営業外費用		
支払利息	30,502	46,687
その他	685	116
営業外費用合計	31,187	46,803
経常利益	103,845	31,378
特別利益		
固定資産売却益		5,122
特別利益合計		5,122
特別損失		
事業構造改善費用	1,100	
特別損失合計	1,100	
税金等調整前中間純利益	102,745	36,501
法人税、住民税及び事業税	3,123	2,489
法人税等合計	3,123	2,489
中間純利益	99,622	34,012
親会社株主に帰属する中間純利益	99,622	34,012

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 2月 28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月 28日)
中間純利益	99,622	34,012
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	53,517	2,161
その他の包括利益合計	53,517	2,161
中間包括利益	153,139	36,173
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	153,139	36,173
非支配株主に係る中間包括利益		

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 2月 28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月 28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	102,745	36,501
減価償却費	171,884	178,423
賞与引当金の増減額(は減少)	4,507	837
株主優待引当金の増減額(は減少)		865
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	11,528	8,054
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)		1,153
受取利息及び受取配当金	2,103	4,880
支払利息	30,502	46,687
固定資産売却損益(は益)		5,122
事業構造改善費用	1,100	
売上債権の増減額(は増加)	1,011	26,585
棚卸資産の増減額(は増加)	97,757	28,810
仕入債務の増減額(は減少)	12,254	65,643
未払消費税等の増減額(は減少)	9,129	4,597
未払費用の増減額(は減少)	16,032	5,819
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	25,073	80,472
契約負債の増減額(は減少)	74,771	50,438
未収入金の増減額(は増加)		69,253
その他	37,754	6,010
小計	318,804	381,492
利息及び配当金の受取額	2,103	4,880
利息の支払額	26,973	60,173
法人税等の支払額	5,512	5,103
営業活動によるキャッシュ・フロー	288,423	321,096
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	460,465	568,081
無形固定資産の取得による支出	200	2,800
有形固定資産の売却による収入	766	5,122
差入保証金の差入による支出	11,279	10,406
差入保証金の回収による収入	1,287	15,104
長期前払費用の取得による支出	80,509	49,870
投資活動によるキャッシュ・フロー	550,400	610,930
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,907	317
長期借入金の返済による支出		2,952
新株の発行による収入		420,000
新株予約権の発行による収入		9
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,907	416,739
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	263,884	126,905
現金及び現金同等物の期首残高	1,649,669	1,434,255
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,385,784	1,561,161

【注記事項】

(追加情報)

2026年2月26日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少について決議を受け、2026年3月31日を効力発生日としておりましたが、債権者保護手続き（官報公告）の実施に遅延が生じ、当初予定日までに法定の公告期間を充足できないことが判明したことから、効力発生日を延期することといたしました。

(中間連結貸借対照表関係)

保証債務

当社の親会社である株式会社AFC - HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
販売費	56,627千円	55,510千円
広告宣伝費	51,616千円	52,991千円
給料及び手当	325,124千円	316,726千円
退職給付費用	10,354千円	9,742千円
地代家賃	174,902千円	166,910千円
減価償却費	122,304千円	125,304千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	1,385,784千円	1,561,161千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	1,385,784千円	1,561,161千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当中間連結会計期間において、第三者割当による新株の発行を実施により、資本金が420,000千円増加し2,615,768千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 報告セグメント毎の売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	百貨店 事業	不動産 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	2,355,633	4,439	2,360,072		2,360,072
セグメント間の内 部売上高又は振替 高					
計	2,355,633	4,439	2,360,072		2,360,072
セグメント利益 又は損失()	332,217	1,738	330,479	270,910	59,568

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 270,910千円は管理部門に係る全社費用の内、各報告セグメントに配賦していない費用等であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月28日）

1. 報告セグメント毎の売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	百貨店 事業	不動産 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	2,367,193	4,263	2,371,457		2,371,457
セグメント間の内 部売上高又は振替 高					
計	2,367,193	4,263	2,371,457		2,371,457
セグメント利益	314,714	1,677	316,391	258,137	58,253

(注) 1. セグメント利益の調整額 258,137千円は管理部門に係る全社費用の内、各報告セグメントに配賦して
ない費用等であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当社グループは、百貨店事業および不動産事業を営んでおりますが、主要な百貨店事業の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月28日)
藤沢店	912,220 千円	964,961 千円
横須賀店	668,930 千円	659,387 千円
川崎店	312,376 千円	321,879 千円
その他	63,739 千円	459 千円
連結子会社	71,482 千円	51,016 千円
内部売上高の消去	72,007 千円	51,541 千円
合計	1,956,742 千円	1,945,243 千円

(注) 中間連結損益計算書上の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、以下のとおりです。

前中間連結会計期間においては403,329千円、当中間連結会計期間においては426,213千円であります。これは「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく不動産賃貸収入等であります。

なお、上記には不動産事業(アパート事業等)の収入が、前中間連結会計期間4,439千円、当中間連結会計期間4,263千円含まれております。

一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益の金額は、前中間連結会計期間は1,956,742千円、当中間連結会計期間は1,945,243千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益	20円11銭	6円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	99,622	34,012
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	99,622	34,012
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,954	5,120
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	15円05銭	5円02銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	1,667	1,660
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当社が発行した「第1回新株予約権」について、2026年3月9日から2026年3月31日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数 1,040個
2. 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 104,000株
(2026年2月28日現在の発行済株式総数の1.4%)
3. 資本金の増加額 16,749千円
4. 資本準備金の増加額 16,749千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月14日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

あおい監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 恵良 健太郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 角田 康郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、

構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。